

立川市富士見・柴崎モデル（仮称）地域協議会運営支援委託仕様書（案）

1. 件名

立川市富士見・柴崎モデル（仮称）地域協議会運営支援委託

2. 期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日（1 年 2 か月）

3. 業務目的

立川市は令和 8 年 3 月に「立川市地域公共交通計画」を策定した。

その事業例として、地域内の身近な移動を支える「地域内交通導入支援制度」の新設を計画し、令和 11 年度までに確立することを目標としている。地域内交通制度の導入にあたっては、地域が主体となること及び制度の導入過程が重要であり、地域との密接な関わりのもと、利用者の理解を得つつ、地域住民・団体と協働しながら制度を作っていくことが肝要である。

また、制度の新設にあたっては有効性や持続可能性を踏まえた制度運用における課題等を検証するためのパイロット事業として、令和 8 年度から 11 年度にかけて 3 エリアの実証運行を行うこととしている。

本委託は上記パイロット事業の内、富士見・柴崎モデルについて、発注者が、下記対象事業の実証運行計画の作成を目指し地域住民等により構成された（仮称）地域協議会（以下、「（仮称）地域協議会」とする）の検討を支援するため発注者が（仮称）地域協議会に対し提案、調整する資料の作成と（仮称）地域協議会の運営支援を行うことを目的とする。

なお、支援を行う項目は、現況調査、（仮称）地域協議会の具体案の合意形成のための協議支援、（仮称）地域協議会が検討する内容のうち運行計画作成（交通事業者と協力）、実証運行調整（実証運行自体は委託に含まず）等下記支援内容とし、その全ての調整にあたっては、発注者が指定する検討課題・仮説について、調査、検証、修正案の提案、修正内容の調整、資料案作成、議事録作成等取りまとめを行うものとする。

4. 業務内容

富士見町・柴崎町の現況等の調査・検討のため、また、（仮称）地域協議会に関する運営支援のため、次の業務を行うこととする。なお、次に掲げる業務内容および各年度における業務の割り振りはあくまで予定であり、提案内容を踏まえて決定するものとする。また、本業務の実施に必要な次に掲げる業務内容に係る印刷費用は受注者の負担とする。

【令和 8 年度における業務内容（予定）】

I. 富士見・柴崎モデルにおける調査検討業務支援

（1）現況調査及び整理

- ・富士見・柴崎エリア付近の路線バスの運行状況（本数・乗車人数等）を取りまとめる。
- ・西武バス立 72 系統につき、バス事業者から提供される乗降客数等のデータを基に、属性別・時間帯別等の利用実態を整理する。
- ・富士見・柴崎エリアにおける移動実態や公共交通の利用状況、移動に関する生活におけるニーズ（移動の目的）や具体的な運行形態、ルート等を把握するために令和 9 年度にアンケート調査を実施するにあたり、アンケート調査票案の作成を行う。アンケート調査票案を作成する際は、「立川市地域公共交通計画」に記載する富士見町・柴崎町の特性や、「地域内交通」に関する記述等の内容を踏まえて作成する。
 - ・富士見・柴崎モデルに類似する他自治体（都市部、三大都市圏における類似団体）で実施されている実証実験等の情報収集を行うとともに、各事例の課題や効果を整理し、資料としてまとめる。

【令和 9 年度における業務内容（予定）】

I. 富士見・柴崎モデルにおける調査検討業務支援

（1）現況調査及び整理

- ・富士見・柴崎エリアにおける移動実態や公共交通の利用状況、移動に関するニーズ（需要）を把握するためにアンケート調査を実施し、結果を分析する。なお、アンケートにおける実施方法および配布数は提案内容を踏まえて決定するものとする。
- ・西武バス立 72 系統路線バスについて、指定日（平日 2 日間の全便）の乗降調査を行い、結果を取りまとめる。なお、乗降調査における実施方法は提案内容を踏まえて決定するものとする。

■アンケート調査

- ・富士見町・柴崎町に在住の市民を無作為抽出 1,000 票以上
- ・アンケート調査実施時における、対象者の抽出および宛名ラベルの作成は市職員が行う。宛名ラベルの購入および送付用封筒、調査票、返信用封筒の提供、印刷、封入は受注者が実施するものとし、封筒への宛名ラベルへの貼り付けは、市役所内会議室等で市職員立ち合いのもと受注者が行う。なお、アンケート調査に係る郵送料は受注者が負担するものとする。

■西武バス立 72 系統路線バス乗降調査

- ・指定日（平日 2 日間の全便）で実施
- ・調査員 1 人以上を配置し、利用者全員に対して、乗車バス停・降車バス停・利用目的・年齢を調査する。

（2）課題抽出及び整理

- ・（1）で実施した調査結果の取りまとめを踏まえ、パイロット事業の運行計画を

立案するために必要な課題の検証に向け、運行形態、運行車両、運行時間、運行ダイヤ、運賃、ルート、停留所案、運行事業者、運行管理、安全管理等の項目（以下「検討項目」という。）ごとに課題を整理する。

- ・上記のほか、検討項目ごとに発注者が指定する課題・仮説について、課題を整理する。

（３）富士見・柴崎モデルにおける調査結果、課題の取りまとめ

（１）の調査結果及び（２）の検討課題の整理結果及び結果について傾向の特徴を取りまとめた資料を作成する。資料についてはＡ４両面１０ページ以内に取りまとめ、印刷（カラーもしくは２色刷り）する。

（４）運行計画立案のための検討支援

- ・（３）で作成した資料を基に、実証運行計画立案を行う。また、（仮称）地域協議会及び、（仮称）地域協議会が地域住民に対し取組内容を共有する場であり、（仮称）地域協議会の求めに応じて開催（資料は（仮称）地域協議会で使用したものを活用することを想定）する地域勉強会（以下「地域勉強会」とする）での合意形成のため、（仮称）地域協議会や地域公共交通活性化協議会で検討する資料を作成、印刷（カラーもしくは２色刷り）する。

- ・（３）で作成した資料を基に、発注者が交通事業者と運行計画立案のための費用積算について検討する際に使用する資料を作成、印刷（カラーもしくは２色刷り）する。

（５）運行計画立案のための検討内容の取りまとめ

- ・（４）で検討した内容を基に、発注者が指定する交通事業者との運行計画作成時に行う必要がある調査や検討内容について、（仮称）地域協議会における協議・合意内容を取りまとめる。

- ・取りまとめた結果を議事録にまとめるほか、各協議会の検討内容を地域住民に広めるためのニュースレターを作成する。

■ニュースレター

- ・イラスト、地図、写真等を盛り込んで、Ａ４両面１～２ページに取りまとめる。
- ・冊子印刷 １００部カラー印刷（上質紙）で行う。

（６）報告資料の作成

（１）～（５）までの内容を抜粋し取りまとめた、立川市地域公共交通活性化協議会で使用する報告資料を都度作成、印刷（カラーもしくは２色刷り）する。

Ⅱ．富士見・柴崎モデルにおける実証運行等に関する支援

令和９年度末の実証運行開始に向けて、運行事業者の選定や事業者との実証運行案の調整、警視庁実査に向けた資料の作成など、実証運行に必要となる手続きの支援を行う。また、他自治体（都市部、三大都市圏における類似団体）で類似した取組を行って

いる事例を踏まえ、運行計画案を作成する。さらに、今後作成していく「地域内交通導入支援制度マニュアル」の作成を見据えて、本市における地域内交通の導入スキームを提案する。

(1) 実証運行準備及び周知支援

- ・実証運行を開始するために必要となる手続きを把握し、工程表を作成する。
- ・実証運行を開始するために必要となる手続きにおける資料作成等の支援を行う。
なお、現時点では以下のような手続きを想定しているが、提案内容をもって決定することとする。

■実証運行を開始するために必要となる手続き

- ・運行事業者決定に係るプロポーザル審査委員会の開催
- ・運行事業者との実証運行案の調整
- ・利用促進のための周知物等の作成（インターネット、SNS 上の周知方法についても提案する）

(2) 運行計画の作成

- ・（仮称）地域協議会にて地域住民と発注者等が協議したⅠの内容を基に、運行計画案の作成を行い、関係者間での調整後、案の修正および実証運行計画の作成支援を行う。
- ・運行計画の作成に当たっては、ルート、ダイヤ、停留所、運行方法等について、国土交通省へ提出する必要がある内容のすべてを満たすよう留意する。また、（仮称）地域協議会と立川市地域公共交通活性化協議、発注者の間における役割分担を明確にする。
- ・運行計画素案について、広く市民の意見を聴くために実施するパブリックコメントの資料、データ作成を行うとともに、意見への対応、取りまとめを行い、必要に応じて計画への反映を行う。
- ・警視庁実査に向けて必要となる書類（軌跡図等）の作成支援を行う。
- ・「地域内交通導入支援制度マニュアル」作成に向けて、参考となる要素の洗い出しやマニュアル骨子案（A4 20 ページ程度）を作成する。
- ・運行計画の作成にあたり必要となる資料については、発注者の求めに応じて印刷（カラーもしくは2色刷り）する。

【令和8年度・令和9年度共通事項】

(1) 計画準備

必要な資料、データ等を収集するとともに、業務の実施方針等を記した業務計画書を作成する。

(2) 進捗管理及び発注者との事前調整

- ・支援内容に記載の各業務を行うにあたっては、発注者の作成するスケジュールを

前提に、その進捗管理を行いながら業務を進める。また、その各業務の項目に着手するにあたってはあらかじめ発注者に事前確認、調整を行う。

- ・業務を行う上で、事前調整内容からの変更や、追加で確認・調整が必要になる場合は、遅滞なく速やかに発注者に連絡し、調整する。

(3) 会議運営支援

- ・外部委員を含む法定会議（令和8年度：年1回程度、令和9年度：年4回程度）、（仮称）地域協議会（令和8年度：年1回程度、令和9年度：年6回程度）および地域勉強会（令和9年度：年2～3回程度）の運営支援として、会議開催に係る資料の作成および印刷（カラーもしくは2色刷り）、意見対応等および会議における議事録を作成する。
- ・各会議への参加までは求めない。
- ・発注者からの音声データ等の提供により議事録を作成し、会議の内容についても理解するよう努める。

(4) 打ち合わせ協議

- ・本業務を円滑かつ効率的に遂行するために適宜打合せを行い、その内容について会議録を作成する。
- ・必要に応じて（仮称）地域協議会のアドバイザー（学識経験者・発注者手配）も同席する。

(5) 成果品作成

本業務の成果を取りまとめた報告書を作成する。

5. 成果品

成果品は以下のとおりとする。

【令和8年度】

- ・中間報告書 カラー印刷 1部
- ・上記電子データ

【令和9年度】

- ・報告書カラー印刷 1部
- ・富士見・柴崎モデルにおける調査・検討業務報告書 カラー印刷 3部
- ・運行計画書（カラー印刷） 10部
- ・上記電子データ

6. 支払い

各年払い

7. 受注者の責務

以下のとおり。

- (1) 受注者は、発注者との契約後速やかに業務責任者等を選任し、経歴書等の届出を行うこと。
- (2) 受注者は、契約後速やかに委託業務着手届出書、工程表及び業務ごとの費用の内訳を明記した業務計画書を提出し、その承諾を受けること。業務の遂行にあたっては、業務の円滑な実施を図るため、適時打ち合わせを行うものとし、受注者はその記録を作成するものとする。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届出書及び納品書を提出しなければならない。
- (4) 業務委託終了後の過失及び疎漏等による不良箇所があった場合は、発注者の認める修正・補足その他の必要な作業を受注者の責任で行うものとする。
- (5) 本業務の作業の為に貸与された資料等の取り扱いについては、十分注意するものとする。
- (6) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8. 著作権の譲渡等

以下のとおり。

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当すると否とにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なしに自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なしに自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当すると否とにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

9. 再委託の禁止

受注者は、この委託業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただ

し、委託業務の主要な部分を除く一部についての再委託については、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

10. 個人情報等の保護

本委託に関する個人情報の取扱いに関しては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の通りとする。

11. 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- （１）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- （２）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- （３）低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12. 納品場所

東京都立川市泉町 1156 番地の 9 立川市役所 産業まちづくり部地域公共交通担当課

13. その他

本仕様書に規定しない事項及び業務上の疑義が生じたときは発注者・受注者双方が誠意を持って協議のうえ決定すること。